

第1 定例監査（令和5年度下期分）

（1）監査実施機関、監査実施日及び監査の結果は、令和6年3月1日発行（山梨県公報号外第4号）山梨県監査委員告示第1号のとおり

（2）監査の結果、指摘事項及び指導事項があった機関が講じた措置の内容

監査対象機関	県民生活部 中北地域県民センター	
監査対象期間	令和4年7月～令和5年6月	
監査実施日	令和5年9月27日、10月26日	
	監査の結果	講じた措置
	<p><b>（指導事項）</b> 1件（給与1）</p> <p>1）週休日と振替休日にならない休日とが重なる日において、週休日の振替はなされた一方で、休日の代休日の指定がなされずに勤務が命ぜられた際、休日勤務手当が支給されているにもかかわらず、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた場合に支給する時間外勤務手当（25／100）が誤って支給されていた。</p>	<p>1）（発生原因の検証結果）</p> <p>週休日と祝日が重なる日における勤務の場合、代休日を取得していない時は、休日勤務手当が支給されることになるが、時間外勤務手当は支給対象とならないことを理解していなかったことによるもの。</p> <p>（今後の対応策等）</p> <p>支給額に誤りがあった職員に対し、時間外勤務手当相当分を返納してもらうための手続きを行い、是正対応済み。</p> <p>再発防止策として、週休日・祝日が重なる場合の振替・代休取得状況及び手当支給状況を複数職員で確認することとした。</p>

監査対象機関	県民生活部 峡東地域県民センター	
監査対象期間	令和4年7月～令和5年6月	
監査実施日	令和5年9月21日、11月13日	
	監査の結果	講じた措置
	<p><b>（指導事項）</b> 2件（給与1，物品1）</p> <p>1）週休日の振替において、やむを得ない理由で同一週内に振替ができない場合、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた部分について、勤務1時間当たりの給与額に25／100の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すべきところ、支給されていないものがあった。</p> <p>2）賃借物品であるノートパソコン、大判コピー機、固定電話について、財務規則第1</p>	<p>1）（発生原因の検証結果）</p> <p>対象職員が在籍する所属において該当月の例月処理後に申請・決裁がされており、かつ当該所属の事務担当者に連絡もなかったことから見落とされた。</p> <p>（今後の対応策等）</p> <p>指摘を受けた後、直ちに再精査を行い、対象者に追給した（令和5年10月処理、同年11月支払）。また11月に開催した関係所属庶務担当者を対象とした会議の場において、所属におけるチェックの強化と情報共有の徹底を依頼した。</p> <p>今後も各所属への定期的な呼びかけを行いながら再発防止に努める。</p> <p>2）（発生原因の検証結果）</p> <p>占有物品にかかる受入及び払出の処理を失</p>

<p>68条に定める占有物品受入調書及び占有物品払出調書が作成されていなかった。</p>	<p>念していた。 (今後の対応策等) 予備監査終了後、直ちに処理を行い、占有物品一覧表と現状の相違を解消させた。またリスク評価シートに今回の指摘を踏まえた加筆を行い、所属としてのリスク管理を行えるようにした。 今後は評価シートや引継書によって確実に事務を引き継ぎ、再発防止に努める。</p>
--	--

監査対象機関	県民生活部 峡南地域県民センター	
監査対象期間	令和4年7月～令和5年6月	
監査実施日	令和5年9月20日、9月22日、令和6年1月26日	
監査の結果	講じた措置	
<p><b>(指導事項) 1件 (給与1)</b></p> <p>1) 週休日の振替に係る時間外勤務手当について、次のとおり不備があった。</p> <p>①やむを得ない理由で同一週内に振替ができず、1週間の勤務時間が38時間45分を超えたとして、勤務1時間当たりの給与額に25/100の割合を乗じて得た額が支給されていたが、当該週に別の週の週休日を振り替えたことにより、1週間の勤務時間が38時間45分を超えておらず、過大に支給されているものがあった。</p> <p>②同一週内に振替ができず、1週間の勤務時間が38時間45分を超えたとして、勤務1時間当たりの給与額に25/100の割合を乗じて得た額が支給されていた令和5年4月1日の時間外勤務手当について、異動前の所属において当該週の3月27日を別の週の休日勤務の代休日に指定したことにより、1週間の勤務時間が38時間45分を超えておらず、過大に支給されていた。</p>	<p>1) - ① (発生原因の検証結果)</p> <p>週休日に勤務を行った同一週内に別の週休日を振り替えたため支給の対象外であることを、集中庶務対象所属及び当所属が共に失念した。 (今後の対応策等) 集中庶務対象所属の命令権者及び事務担当者、当所属の事務担当者に対し制度の周知徹底を図ったほか、同一週内以外の週に週休日を振り替えた場合の勤務については、提出された「振替代休個人集計表」と併せ、相互の所属の複数職員により精査・確認することとした。 なお、誤って支給された手当についてははい入処理を行った。</p> <p>1) - ② (発生原因の検証結果)</p> <p>異動前の所属において、当該週の3月27日を3月21日の代替日指定を行ったことをシステム上確認できず、集中庶務対象所属及び当所属共に職員本人への確認を失念した。 (今後の対応策等) 集中庶務対象所属の命令権者及び事務担当者、当所属の事務担当者に対し、人事異動後最初の週休日の勤務については、振替代休個人集計表と併せ、職員本人への確認及び行動予定一覧の提出を求めることとした。 なお、誤って支給された手当についてははい入処理を行った。</p>	

監査対象機関	県民生活部 富士・東部地域県民センター	
監査対象期間	令和4年9月～令和5年8月	
監査実施日	令和5年11月17日、令和6年1月26日	
監査の結果	講じた措置	

<p><b>(指導事項)</b> 1件 (収入1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。  富士・東部林務環境事務所非常勤嘱託職員報酬に係る返納金  過年度分 先数 1件 108,446円</p>	<p>1) (今後の対応策等)</p> <p>過払金が発生した直後から自宅訪問を定期的に行い、督促を行っている。</p> <p>本人への納入指導を行う中で延滞金に関する資料を渡したところ、納付書により自ら銀行に出向き支払うようになり、令和4年12月には「債務承認及び分割納付誓約書」が提出された。納入計画どおりとはいかないものの、令和5年6月から令和5年11月分(各月3,000円)は誓約どおり納付された。</p> <p>しかし、令和5年12月分以降、納付が滞っていることから、自宅訪問や文書により、納付と誓約書の更新を求め、誓約書については、令和6年2月に郵送により提出され、返納する意思はある様子。</p> <p>今後も返納状況を注視しながら、自宅訪問を行うなどして粘り強く収入未済解消に向け取組を行っている。</p>
---	---

監査対象機関	総務部 職員研修所	
監査対象期間	令和4年10月～令和5年8月	
監査実施日	令和5年11月7日、12月22日	
監査の結果	講じた措置	
<p><b>(指導事項)</b> 1件 (物品1)</p> <p>1) 前金払をしている新聞購読料について、財務規則第122条に定める検収調書が作成されていなかった。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>出納局管理課指導検査担当発出の平成25年3月25日付事務連絡「新聞購読料の前金払の適用について」における取扱いを担当者が承知していなかったため。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>直ちに検収調書を作成した。</p> <p>今後は、同規則及び同事務連絡に基づき前金払における検収調書の作成について職員間で共有するとともに、引継書に記載し、再発防止に努める。</p>	

監査対象機関	総務部 総合県税事務所	
監査対象期間	令和4年9月～令和5年8月	
監査実施日	令和5年11月22日、令和6年1月24日	
監査の結果	講じた措置	
<p><b>(指導事項)</b> 1件 (収入1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p>	<p>(今後の対応策等)</p> <p>令和5年度「税収確保対策」を策定し、徴収率の向上と滞納額縮減に次のとおり取り組んでいる。</p> <p>①課税段階の対策</p>	

(単位：円)

科目		令和4年度決算時	令和5年10月末現在
直接税	個人県民税	503,454,770	440,164,308
	法人県民税	15,157,809	7,390,313
	個人事業税	29,840,397	23,505,384
	法人事業税	62,110,466	23,802,746
	不動産取得税	32,105,336	24,705,812
	自動車税種別割	40,095,412	22,552,872
	自動車税(旧法による)	8,778,364	5,543,830
加算金	19,552,377	18,993,004	
合計	711,094,931	566,658,269	

円滑な納税を促進するために、電話や文書により課税内容の説明を行うとともに、地方税統一QRコードの導入やコンビニ収納の利用拡大、クレジットカードやスマホ決済アプリ等での納付など、納税環境の充実に努めている。また、納期限を過ぎた高額未納者に対して、督促状発付前に電話等で早期納税を促すとともに、資金繰りや経営状況などの情報を収集して、徴収部門と連携を図るなど、早期の対応を図っている。

### ②滞納者への対策

早期の文書催告とともに徹底した財産調査を行い、タイヤロックや差押えを執行している。差押えした財産は、インターネット公売や市町村との合同不動産公売により効率的な換価に努めている。特に高額困難案件は専門の担当を設け、検索を含めた様々な滞納整理手法により徴収を図っている。

### ③個人県民税の徴収対策

県税滞納繰越額の約7割を占める個人県民税については、山梨県地方税滞納整理機構による次の取組を行い、市町村と連携して徴収を図っている。

- ・地方税法第48条及び第20条の4の規定による直接徴収
- ・総合県税事務所職員の市町村派遣による市町村徴収対策の支援
- ・市町村職員の総合県税事務所への受入れによる派遣元市町村の個人住民税等の滞納整理
- ・市町村との共同文書催告の実施

令和5年度については、99.3%以上の徴収率を目標に取り組んでいる。

監査対象機関	防災局 消防学校
監査対象期間	令和4年10月～令和5年8月
監査実施日	令和5年11月2日、令和6年1月29日
監査の結果	講じた措置
<b>(指導事項)</b> 1件(契約1) 1) 産業廃棄物の処理委託契約書において、債務負担行為の設定によらず自動更新条項により契約を更新していた。	1) (発生原因の検証結果) 本来であれば、複数年度にわたる契約を締結する場合、債務負担行為を設定すべきであるところ、その認識がなかったため、適切な事務処理を行うことができなかった。 (今後の対応策等) 予備監査後、直ちに、契約の有効期間を令和5年11月30日とする旨の変更契約を締結した。

	<p>今後は、財務規則に則った事務手続きが適切に行われるよう職員に周知徹底し、再発防止に努める。</p>
--	--

監査対象機関	福祉保健部 中北保健福祉事務所
監査対象期間	令和4年9月～令和5年8月
監査実施日	令和5年11月30日、令和6年1月18日
監査の結果	講じた措置
<p><b>(指導事項)</b> 1件 (収入1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>[一般会計]</p> <p>父子福祉資金貸付金償還金 (元金)</p> <p>過年度分 先数 3件 4,278,000円</p> <p>[特別会計]</p> <p>①母子福祉資金貸付金償還金 (元金)</p> <p>過年度分 22,454,644円</p> <p>令和5年度分 192,683円</p> <p>合計 先数 41件 22,647,327円</p> <p>②母子福祉資金貸付金償還金 (利子)</p> <p>過年度分 先数 6件 268,505円</p> <p>③寡婦福祉資金貸付金償還金 (元金)</p> <p>過年度分 先数 5件 1,992,417円</p> <p>④寡婦福祉資金貸付金償還金 (利子)</p> <p>過年度分 先数 2件 83,292円</p>	<p>1) (今後の対応策等)</p> <p>福祉資金の未収金については、長期未償還者や高額滞納者に対して、訪問、手紙、電話、面談、住所調査等の措置を講じ、重点的に交渉を行った。連帯保証人との交渉も積極的に行い、未収金の回収に取り組んだ。</p> <p>今後も滞納者個々の状況に応じたきめ細かな償還指導を行う。</p> <p>監査日から令和6年2月末日までの収納状況は次のとおり。</p> <p>[一般会計]</p> <p>父子福祉資金貸付金償還金 (元金)</p> <p>過年度分 先数 3件 4,183,000円 (収納済 95,000円)</p> <p>[特別会計]</p> <p>①母子福祉資金貸付金償還金 (元金)</p> <p>過年度分 21,931,379円 (収納済 523,265円)</p> <p>令和5年度分 185,850円 (収納済 6,833円)</p> <p>合計 先数 41件 22,117,229円 (収納済 530,098円)</p> <p>②母子福祉資金貸付金償還金 (利子)</p> <p>過年度分 先数 6件 268,505円 (収納済 0円)</p> <p>③寡婦福祉資金貸付金償還金 (元金)</p> <p>過年度分 先数 5件 1,934,417円 (収納済 58,000円)</p> <p>④寡婦福祉資金貸付金償還金 (利子)</p> <p>過年度分 先数 2件 83,292円 (収納済 0円)</p>

監査対象機関	福祉保健部 峡東保健福祉事務所
監査対象期間	令和4年9月～令和5年8月
監査実施日	令和5年11月21日、令和6年1月24日
監査の結果	講じた措置
<p><b>(指導事項)</b> 1件 (収入1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があ</p>	<p>1) (今後の対応策等)</p>

<p>った。</p> <p>[特別会計]</p> <p>①母子福祉資金貸付金償還金（元金）</p> <p>過年度分 3,055,347円</p> <p>令和5年度分 164,331円</p> <p>合計 先数 8件 3,219,678円</p> <p>②母子福祉資金貸付金償還金（利子）</p> <p>過年度分 先数 1件 98,321円</p>	<p>母子・寡婦・父子福祉資金の収入未済については、郵送、電話、訪問等により滞納者の収入や生活等の現況確認を行い、今後の償還計画を作成し、現金収納又は納付書により毎月償還するよう指導を行っている。令和5年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で収入減となった方について、個別に状況を確認し、償還計画の見直しを行った。所在不明の滞納者については、償還指導継続のため、住民票等の確認により所在の調査を実施している。また、失業等により収入が少なく償還困難なケースについては、市、ハローワーク、フードバンク等と連携し、就業や生活支援を行っている。</p> <p>○収入未済の状況（令和6年2月末日現在）</p> <p>[特別会計]</p> <p>①母子福祉資金貸付金償還金（元金）</p> <p>過年度分 2,945,547円 (収納済 109,800円)</p> <p>令和5年度分 133,465円 (収納済 30,866円)</p> <p>合計 先数 7件 3,079,012円 (収納済 140,666円)</p> <p>②母子福祉資金貸付金償還金（利子）</p> <p>過年度分 先数 1件 98,321円 (収納済 0円)</p>
---	--

監査対象機関	福祉保健部 峡南保健福祉事務所
監査対象期間	令和4年9月～令和5年8月
監査実施日	令和5年11月24日、12月19日
監査の結果	講じた措置
<p><b>(指導事項)</b> 3件（収入2、支出1）</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>[一般会計]</p> <p>生活保護費返還金</p> <p>過年度分 22,367,536円</p> <p>令和5年度分 704,792円</p> <p>合計 先数 63件 23,072,328円</p> <p>[特別会計]</p> <p>①母子福祉資金貸付金償還金（元金）</p> <p>過年度分 4,113,168円</p> <p>令和5年度分 389,078円</p> <p>合計 先数 15件 4,502,246円</p> <p>②母子福祉資金貸付金償還金（利子）</p> <p>過年度分 先数 1件 8,458円</p>	<p>1) (今後の対応策等)</p> <p>[一般会計]</p> <p>生活保護費返還金については、平成18年度の出先機関の再編により他所から当事務所へ引き継がれた債権もある中、過年度分の債権から回収に努めている。回収可能な債権については、分納等により毎月納付書を送付し回収に努めているが、回収が困難な債権については、債務者の現状を把握するとともに、訪問調査などにより債務者の理解が得られるよう説明し、債権回収に努めている。</p> <p>予備監査時点における収入未済の令和5年度中の回収状況は次のとおりである。</p> <p>(令和6年2月末日現在)</p> <p>過年度分 22,031,536円 (収納済 336,000円)</p>

<p>2) 現金の出納をしたときは、現金出納簿は財務規則第44条第5項により現金領収月計表を付して月別に編集しなければならないとされているが、現金領収月計表が作成されていないものがあった。</p> <p>3) 山梨県精神障害者等社会適応訓練事業において、協力事業所は訓練を実施した日の属する月の翌月10日までに訓練実績を報告するとともに、協力奨励金を請求書によ</p>	<p>令和5年度分 680,779円 (収納済 24,013円)</p> <p>合計 先数 63件 22,712,315円 (収納済 360,013円)</p> <p>[特別会計]</p> <p>母子福祉資金貸付金償還金に関わる収入未済の対象者には、来庁の呼び出しや自宅訪問により生活の現況を確認しながらの償還指導を行い、債務承認書の徴収や分納による「支払計画書」を提出させるなどして確実な償還を促すとともに、状況に応じて連帯保証人に連絡し、償還状況の説明や未収金解消への協力を依頼するなど指導の強化を講じている。</p> <p>①母子福祉資金貸付金償還金(元金)</p> <p>予備監査時点における収入未済の令和5年度中の回収状況は次のとおりである。 (令和6年2月末日現在)</p> <p>過年度分 3,919,573円 (収納済 193,595円)</p> <p>令和5年度分 340,746円 (収納済 48,332円)</p> <p>合計 先数 9件 4,260,319円 (収納済 241,927円)</p> <p>※母子等の安定した生活確保に配慮し、未納者に対しては未収金を先に償還させている。よって本来の予定償還期限が逐次到来するにあたり、その分未収金は蓄積せざるを得ない状況である。</p> <p>②母子福祉資金貸付金償還金(利子)</p> <p>予備監査時点における収入未済の令和5年度中の回収状況は次のとおりである。 (令和6年2月末日現在)</p> <p>過年度分 先数 1件 8,458円 (収納済 0円)</p> <p>2) (発生原因の検証結果)</p> <p>未収となった特別会計母子福祉資金貸付金償還金を現金徴収した際、現金出納簿により処理しているが、これを月別に編集する際に前年度末からの現金領収月計表の作成を失念していたもの。 (今後の対応策等)</p> <p>予備監査終了後、直ちに現金領収月計表を作成し、編集した。 今後同様のことがないよう、しっかりと引継ぎを行っていく。</p> <p>3) (発生原因の検証結果)</p> <p>令和5年4月1日から訓練実績報告と請求時期について「保健所長の定める日」から「訓練実施日の翌月10日まで」に要綱が改正さ</p>
--	---

<p>り請求するものと実施要綱で定められているが、期限までに報告書の提出及び協力奨励金の請求がなされていなかった。</p>	<p>れたが、担当者及び確認者等がこれを認識していなかったため。  (今後の対応策等)  予備監査終了後に協力事業所等には改めて実施要綱を周知するとともに、毎月月初めに協力事業所等に電話連絡して実績を確認し、実績があれば10日までに必ず実績報告書と請求書を提出するように依頼した。令和5年10月以降の奨励金については、毎月期日までに実績報告書と請求書を受領し、支払を行っている。</p>
---	---

監査対象機関	福祉保健部 富士・東部保健福祉事務所
監査対象期間	令和4年9月～令和5年8月
監査実施日	令和5年11月29日、令和6年1月15日
監査の結果	講じた措置
<p><b>(指導事項)</b> 3件 (収入1、支出1、給与1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>[一般会計]  生活保護費返還金  過年度分 先数 26件 28,277,838円</p> <p>[特別会計]</p> <p>①母子福祉資金貸付金償還金 (元金)  過年度分 16,107,239円  令和5年度分 800,679円  合計 先数 37件 16,907,918円</p> <p>②母子福祉資金貸付金償還金 (利子)  過年度分 146,230円  令和5年度分 80円  合計 先数 5件 146,310円</p> <p>③父子福祉資金貸付金償還金 (元金)  過年度分 先数 1件 76,400円</p> <p>④寡婦福祉資金貸付金償還金 (元金)  過年度分 先数 2件 862,081円</p> <p>⑤寡婦福祉資金貸付金償還金 (利子)  過年度分 先数 1件 38,625円</p>	<p>1) (今後の対応策等)</p> <p>生活保護費については、保護開始時及び定期的な世帯訪問時に収入申告の必要性を被保護者に十分説明の上、保護費返還の発生を抑えるとともに、保護費を支給しているときには、返還金との相殺を行って回収を図る。</p> <p>貸付金については、相談時に償還月額について説明し、連帯借受人や連帯保証人がいる場合は、借用証書を取り交わす際等に面談し、強力に償還の意識付けを行う。また、現在の滞納債権については、連帯保証人を含めた償還指導を継続して行うとともに、年1回債務承認書、返済状況確認書を借受者、連帯保証人あてに送付し、消滅時効の中断、貸付金の円滑な回収を図る。</p> <p>○収入未済の状況 (令和6年3月5日現在)</p> <p>[一般会計]  生活保護費返還金  過年度分 先数 26件 27,638,924円  (収納済 638,914円)</p> <p>[特別会計]</p> <p>①母子福祉資金貸付金償還金 (元金)  過年度分 15,551,361円  (収納済 555,878円)  令和5年度分 706,144円  (収納済 94,535円)  合計 先数 31件 16,257,505円  (収納済 650,413円)</p> <p>②母子福祉資金貸付金償還金 (利子)  過年度分 146,230円  (収納済 0円)</p>



<p>2) 次のれい入金について、予備監査日現在 収納されていないものがあった。 生活保護費（生活扶助費） 令和5年度分 先数 1件 26,489円</p> <p>3) 週休日の振替において、やむを得ない理由で同一週内に振替ができず、1週間の勤務時間が38時間45分を超えたとして、勤務1時間当たりの給与額に25/100の割合を乗じた額が支給されていた時間外勤務手当について、当該週に休日があったため、1週間の勤務時間が38時間45分を超えておらず、過大に支給されているものがあった。</p>	<p>令和5年度分 80円 (収納済 0円)</p> <p>合計 先数 5件 146,310円 (収納済 0円)</p> <p>③父子福祉資金貸付金償還金（元金） 過年度分 先数 1件 76,400円 (収納済 0円)</p> <p>④寡婦福祉資金貸付金償還金（元金） 過年度分 先数 2件 852,415円 (収納済 9,666円)</p> <p>⑤寡婦福祉資金貸付金償還金（利子） 過年度分 先数 1件 38,625円 (収納済 0円)</p> <p>2) (発生原因の検証結果) 転出先で生活保護を受給しており、最低限度の生活を送っていることから未だ返還に至っていない。 (今後の対応策等) 今後も引き続き分割納付を含め返還交渉を行う。</p> <p>3) (発生原因の検証結果) 新型コロナウイルス感染症対応のため、一ヶ月内で複数回の週休日の振替・代休取得が行われ勤務状況の確認が煩雑になっていたところに、制度理解の不足が重なり、確認漏れが発生してしまった。また、令和4年度に作成したチェック表を使用していたが、振替・代休取得に係るチェック項目が体系化されていなかったため、十分なチェック機能を果たさなかったことも原因の一つと考えられる。 (今後の対応策等) 振替申請時及び承認時に申請者・承認者の双方が確認するチェック表を作成し、全職員に配布してその活用を義務づける。また複数名の総務スタッフによる事後確認も併せて徹底し、再発防止に努める。</p>
--	---

監査対象機関	福祉保健部 障害者相談所
監査対象期間	令和4年9月～令和5年8月
監査実施日	令和5年11月24日、12月20日
監査の結果	講じた措置
<p><b>(指導事項)</b> 2件（給与1、契約1）</p> <p>1) 週休日の振替において、振替を行い勤務日となった日に係る時間外勤務手当が、週休日における支給区分のまま過大に支給されているものがあった。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果) 障害者相談所は、福祉プラザ内所属の総務事務の集中処理を行っており、各所属の時間外勤務手当支給事務についても、各所属で毎月末に集計した勤務実績に基づいて、人事給与システムへの入力を行っている。</p>

<p>2) 福祉プラザLED照明改修工事契約において、財務規則第114条第1項に定める期日を超えて契約締結されていた。</p>	<p>しかし、各所属の時間外・振替勤務に関する監督権はない上、勤務状況システムにおいても、振替勤務の状況を把握することができない。</p> <p>よって、所属の時間外勤務手当区分の正当性を十分に確認しないままシステムに登録を行った結果、誤った入力を修正できず、手当が過大に支給された。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>支給額に誤りがあった職員については、是正対応済みである。</p> <p>週休日の振替においては、まずは振替の承認を行ってから時間外勤務の承認を行うよう、各所属管理職に徹底した。</p> <p>今回誤りのあった支給区分135/100は、通常発生しないとの認識を強く持ち、集計の際にこの区分があった場合には、他所属に対し対象職員の勤務状況や時間外の承認状況を確認し、休日夜間等における勤務実態の存否を確認するなど、詳細な勤務状況の報告を求めることを徹底し、再発防止に努める。</p> <p>2) (発生原因の検証結果)</p> <p>指摘のあった契約は、庁舎管理業務を引き継いでから初めて執行した契約保証金を要する規模の契約であったため、関係各所属に確認しながら進めていたが、「手書きの納付書」による即納対応がとれず、契約締結が遅れた。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>今後は、入札執行前に、担当、次長等複数の階層で準備項目のチェックなど事前準備を入念に行い、適正な契約事務の執行に努める。</p>
---	--

監査対象機関	福祉保健部 あけぼの医療福祉センター																
監査対象期間	令和4年9月～令和5年8月																
監査実施日	令和5年11月28日、令和6年1月18日																
監査の結果	講じた措置																
<p><b>(指導事項)</b> 3件 (収入1、給与1、物品1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>①児童福祉施設費負担金</p> <table border="0" data-bbox="236 1765 703 1883"> <tr><td>過年度分</td><td>991,572円</td></tr> <tr><td>令和5年度分</td><td>35,250円</td></tr> <tr><td>合計 先数 4件</td><td>1,026,822円</td></tr> </table> <p>②あけぼの医療福祉センター使用料</p> <table border="0" data-bbox="236 1928 703 2047"> <tr><td>過年度分</td><td>2,050,867円</td></tr> <tr><td>令和5年度分</td><td>42,780円</td></tr> <tr><td>合計 先数 5件</td><td>2,093,647円</td></tr> </table>	過年度分	991,572円	令和5年度分	35,250円	合計 先数 4件	1,026,822円	過年度分	2,050,867円	令和5年度分	42,780円	合計 先数 5件	2,093,647円	<p>1) (今後の対応策等)</p> <p>引き続き、通知や電話等により催告を行うなど債務者に粘り強く働きかけ、未収金の縮減に努める。</p> <p>債務者が入所者の保護者等の場合は、入所支援課と連携して保護者来所時の面談等の機会も積極的に活用する。</p> <p>監査日から令和6年2月末日までの収納状況は次のとおり。</p> <table border="0" data-bbox="826 2007 1350 2080"> <tr><td>①児童福祉施設費負担金</td><td></td></tr> <tr><td>過年度分</td><td>991,572円</td></tr> </table>	①児童福祉施設費負担金		過年度分	991,572円
過年度分	991,572円																
令和5年度分	35,250円																
合計 先数 4件	1,026,822円																
過年度分	2,050,867円																
令和5年度分	42,780円																
合計 先数 5件	2,093,647円																
①児童福祉施設費負担金																	
過年度分	991,572円																

<p>2) 月60時間超の時間外勤務に係る実績の人事給与システムへの入力において、支給割合の区分を誤り、時間外勤務手当を過小に支給していた。</p> <p>3) 賃借物品について、財務規則第168条に定める占有物品受入調書が作成されていないものがあった。</p>	<p>(収納済み 0円) 令和5年度分 35,250円 (収納済み 0円) 合計 先数4件 1,026,822円 (収納済み 0円)</p> <p>②あけぼの医療福祉センター使用料 過年度分 2,045,867円 (収納済み 5,000円) 令和5年度分 42,780円 (収納済み 0円) 合計 先数5件 2,088,647円 (収納済み 5,000円)</p> <p>2) (発生原因の検証結果) 支給割合の区分を100分の150とすべきところ、確認不足のまま誤った区分で入力し、時間外手当を過少に支給してしまった。 (今後の対応策等) 人事給与福利厚生システムにより時間外勤務手当の支給区分を修正し、差額について追給を行った。 今後は、時間外勤務手当の集計の際に複数職員による入力確認を徹底し、再発防止に努める。</p> <p>3) (発生原因の検証結果) 賃借物品の受入れに当たり、占有物品受入調書の作成を失念した。 (今後の対応策等) 物品管理システムにより当該調書を作成するとともに、同様の誤りが無いか確認を行った。 今後は、契約事務担当者が山梨県財務規則等を熟知するとともに、賃貸借契約の開始、終了の際に決裁者による再確認を行い、適正な事務処理の徹底を図る。</p>
---	--

監査対象機関	福祉保健部 衛生環境研究所	
監査対象期間	令和4年9月～令和5年8月	
監査実施日	令和5年11月14日、令和6年1月18日	
監査の結果	講じた措置	
<p><b>(指導事項) 1件 (給与1)</b></p> <p>1) 週休日の振替において、やむを得ない理由で同一週内に振替ができず、1週間の勤務時間が38時間45分を超えたとして、勤務1時間当たりの給与額に25/100の割合を乗じて得た額が時間外勤務手当として支給されていたが、当該週に別の週の週休日を振り替えたことにより、1週間の勤務時間が38時間45分を超えておら</p>	<p>1) (発生原因の検証結果) コロナ検査対応のため継続して月数回の休日出勤があり、直近の前後の週に振替ができず、前4週間後8週間の範囲で振り替えた。そのため振替が同一週内で重なったことにより、毎月の集計時の勤務状況システムへの入力が複雑になってしまったこと、加えて入力後の確認も不十分であったことから、過大支</p>	

ず、過大に支給されているものがあった。	給を招いてしまった。 (今後の対応策等) 直ちに勤務状況システムのデータを修正し、過大支給分については令和5年12月に返還済みである。 今後も更なる注意を払うとともに複数職員での確認を徹底して、再発防止を図る。
---------------------	--

監査対象機関	福祉保健部 食肉衛生検査所
監査対象期間	令和4年8月～令和5年9月
監査実施日	令和5年12月5日
監査の結果	講じた措置
<b>(指導事項)</b> 1件(給与1) 1) 令和5年度の会計年度任用職員の報酬について、控除する必要のない健康保険料を控除したため、予備監査日現在、雑部金に滞留していた。	1) (発生原因の検証結果) 令和4年10月1日より会計年度任用職員は地方職員共済組合に加入することとなり、所属における健康保険料の控除処理が不要となっていたが、令和5年4月以降の報酬支払時に処理不要であることを失念し、控除してしまったため、雑部金に滞留が発生した。 (今後の対応策等) 誤って控除した分については、直ちに各会計年度任用職員に還付した。 今後は会計年度任用職員の報酬等に関わる変更事項等について担当者及び承認者に対して確実に周知し、再発防止に努める。

監査対象機関	子育て支援局 都留児童相談所
監査対象期間	令和4年9月～令和5年8月
監査実施日	令和5年11月21日、12月22日
監査の結果	講じた措置
<b>(指導事項)</b> 1件(給与1) 1) 週休日の振替において、やむを得ない理由で同一週内に4時間の勤務時間の割振り変更ができない場合、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた部分について、勤務1時間当たりの給与額に25/100の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すべきところ、支給されていないものがあった。	1) (発生原因の検証結果) 毎月の集計時、勤務状況システムでの確認が不十分であった。 (今後の対応策等) システムにてデータを修正し、未支給分の支給を行った。 今後、振替・代休の申請をする際は、給与事務担当者へ報告するよう職員へ声かけをするとともに、給与事務担当者及び次長により、適切に申請・支給事務が行われているかダブルチェックを行って再発防止に努める。

監査対象機関	子育て支援局 甲陽学園
監査対象期間	令和4年9月～令和5年8月
監査実施日	令和5年11月15日、令和6年1月11日

監査の結果	講じた措置
<p><b>(指導事項)</b> 1件（収入1）</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>児童福祉施設費負担金 過年度分 先数 5件 535,890円</p>	<p>1) (今後の対応策等)</p> <p>児童福祉施設費負担金については、山梨県債権回収及び処理マニュアルに基づき、文書、電話、訪問により回収に努めており、債権者の生活状況によっては分割納付を指導し、計画的に納付されるよう努めている。</p> <p>また、納期限を過ぎても納付が確認できないものについては、速やかに督促状を発付し、適正な債権管理を行う。</p> <p>○収入未済の状況（令和6年3月6日現在） 過年度分 先数 5件 525,890円 (収納済10,000円)</p>

監査対象機関	子育て支援局 ころの発達総合支援センター
監査対象期間	令和4年10月～令和5年7月
監査実施日	令和5年10月23日、12月20日
監査の結果	講じた措置
<p><b>(指導事項)</b> 2件（物品1、契約1）</p> <p>1) 郵便切手類受払簿の監査日現在における残高が、現物の有高と相違していた。</p> <p>2) 個人情報を取り扱う事務の委託基準の一部改正（個人情報保護責任者の報告等）が令和5年4月1日に施行されたにもかかわらず、次の長期継続契約に係る契約書の個人情報取扱特記事項について、変更の手続きが行われていなかった。</p> <p>①山梨県立ころの発達総合支援センター 検体検査業務委託契約書</p> <p>②山梨県立ころの発達総合支援センター 生理機能データファイリングシステム保守点検業務委託契約書</p>	<p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>レターパックライトについては、毎月1枚を業務に使用するのみという認識から、月末の残高確認を行っておらず、書類の追加発送に伴い複数枚使用した月があったにもかかわらず、受払簿に記載をしていなかったため、残高と有高に3枚相違が生じてしまった。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>今後は、レターパック使用簿を作成し、使用者は使用簿に記載するとともに、月末の残高確認を必ず行い、受払簿に記載することにより、適正な管理に努める。</p> <p>2) (発生原因の検証結果)</p> <p>担当者及び所内において、一部改正に伴う変更の手続きが必要であるという認識が欠落していたため。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>監査後、速やかに変更の手続を行った。</p> <p>今後は、担当者及び所内において、改正情報等に注意するとともに、必要な手続を速やかに実施する。</p>

監査対象機関	子育て支援局 子ども心理治療センターうぐいすの杜
監査対象期間	令和4年10月～令和5年9月
監査実施日	令和5年12月5日

監査の結果	講じた措置
<p><b>(指導事項)</b> 2件（収入1、支出1）</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。          児童福祉施設費負担金          過年度分 先数 2件 108,387円</p> <p>2) 令和4年度子ども心理治療センタースーパーバイザー招聘事業の報償費に係る所得税の還付金について、令和5年4月に税務署から還付された際に速やかに令和4年度予算への更正処理を行うべきところ、これを怠り予備監査日現在雑部金に滞留していた。</p>	<p>1) (今後の対応策等)          中央児童相談所の担当ワーカーを通して面会の際に催促を行っている。          今後は、入通所児童の家庭状況等に配慮しながら訪問等も実施し、回収に努めていく。          予備監査時点における収入未済の令和5年度中の回収状況は次のとおりである。          (令和6年2月末日現在)          過年度分 先数 1件 106,258円          (収納済 2,129円)</p> <p>2) (発生原因の検証結果)          確認と十分な引継ぎがなされておらず、必要な事務処理を把握していなかった。          (今後の対応策等)          直ちに更正処理を行った。今後は雑部金の不適切な繰越がないよう、毎月末に雑部金受払簿で残額を確認する。</p>

監査対象機関	林政部 森林総合研究所
監査対象期間	令和4年8月～令和5年7月
監査実施日	令和5年10月27日、12月22日
監査の結果	講じた措置
<p><b>(指導事項)</b> 1件（重点事項1）</p> <p>1) 扶養手当の認定において、支給開始月の認定に誤りがあり、過少に支給されているものがあった。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果)          扶養手当の支給開始月について、認識不足があった。          (今後の対応策等)          直ちにデータ修正等の事務処理を行い、令和5年11月16日の例月給与支給日に不足分を支給済み。          今後は認定の際、チェックリストによる確認を行い、再発防止に努める。</p>

監査対象機関	環境・エネルギー部 富士山科学研究所（防災局と共管）
監査対象期間	令和4年7月～令和5年6月
監査実施日	令和5年9月29日、10月27日
監査の結果	講じた措置
<p><b>(指導事項)</b> 1件（給与1）</p> <p>1) 週休日の振替に係る時間外勤務手当について、次のとおり不備があった。          ①あらかじめ割り振られた1週間の勤務時間を超えて勤務した部分について、勤務1時間当たりの給与額に25/100の割合を乗じて得た額を支給すべきところ、支給されていないものがあった。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果)          当研究所は「山梨県職員の勤務時間の特例に関する規程」に定める職場であり、所長が定めた勤務時間の割振りに沿って勤務していたが、これによらず、各職員が週休日の振替により対応していたため、振替に係る時間外勤務</p>

<p>②あらかじめ割り振られた1週間の勤務時間を超えたとして、勤務1時間当たりの給与額に25/100の割合を乗じて得た額が支給されていたが、当該週に別の週の週休日を振り替えたことにより、1週間の勤務時間があらかじめ割り振られた勤務時間を超えておらず、過大に支給されているものがあった。</p>	<p>務手当が発生するとともに、支給すべき時間外勤務手当額の確認が不十分だった。 (今後の対応策等) 当該時間外勤務手当について、対象職員に追給及びれい入を行った。 今後、その月の勤務において週休日に勤務を行う場合は、該当する職員から「勤務時間変更簿」の提出を徹底するよう通知し、総務・企画課長が勤務状況システム上の勤務テーブルを修正することにより対応し、不要な時間外勤務手当が発生しないよう、再発防止に努める。</p>
--	--

監査対象機関	産業労働部 産業技術センター	
監査対象期間	令和4年8月～令和5年7月	
監査実施日	令和5年10月31日、令和6年1月29日	
監査の結果	講じた措置	
<p><b>(指摘事項)</b> 1件(物品1)</p> <p>1) 電波暗室の調達について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に定める議会の議決が必要な予定価格7千万円以上の動産の買入れにも関わらず、議決前に契約を締結していた。</p> <p><b>(指導事項)</b> 2件(財産1, 契約1)</p> <p>1) 次の特許権について、公有財産事務取扱規則第50条第1項に定める移動報告が行われておらず、公有財産台帳に登録されていなかった。</p> <p>①発酵ゆば食品 ②白色革の製造方法 ③ワックス模型の作製方法</p>	<p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>予定価格7千万円以上の動産の買入れの際には、契約締結前に「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条に定める議会の議決が必要であるという認識が不足していた。 (今後の対応策等) 令和5年6月定例会において、電波暗室購入に係る議会の議決を求める議案を提出し、可決となった。そして全庁的再発防止策として、出納局管理課がかいの物品要求書チェック表の項目に、予定価格が7千万円以上の備品の購入について議会の議決を要することを追加する改正を行った。 また令和5年度に購入予定の高額な備品一覧を作成し、予定価格が7千万円以上の備品をあらかじめ洗い出し、手続きに漏れないようチェックを行ったところ、令和5年度に議会の議決が必要となる備品の購入は4件あったため、全ての案件について令和5年9月定例会で議会の議決を求める議案を提出し、可決となった。</p> <p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>「公有財産事務取扱規則」第50条等に関する認識が不足していたため、報告書の提出を失念してしまった。 (今後の対応策等) 予備監査終了後に公有財産移動報告書を提出し、公有財産台帳の修正を行った。</p>	

<p>2) 単価契約である産業廃棄物収集・運搬委託契約書及び産業廃棄物処分委託契約書において、契約解除に関する違約金条項が単価契約のものとなっていないものがあった。</p>	<p>今後は、規則に基づく事務手続きが適切に行われるよう事務関係者に周知徹底するとともに、引継書等に記載して再発防止に努める。</p> <p>2) (発生原因の検証結果)</p> <p>違約金条項に係る制度への認識不足から、単価契約の違約金条項の記載がない委託業務の標準様式を元に契約書を作成してしまった。</p> <p>(今後の対応等)</p> <p>令和5年11月15日付けで、単価契約に対応した違約金条項に修正する変更契約を締結した。</p> <p>今後は関係法令等をよく確認し、契約内容に即した適切な契約事務の執行に努める。</p>
--	--

監査対象機関	産業労働部 産業技術短期大学校
監査対象期間	令和4年8月～令和5年7月
監査実施日	令和5年10月24日、11月29日
監査の結果	講じた措置
<p><b>(指導事項)</b> 4件 (収入2、給与1、契約1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>授業料 過年度分 先数 1件 675,000円</p> <p>2) 令和5年度行政財産使用料の未収金について、山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則に定める督促状の発付が、納期限後20日以内に行われていなかった。</p> <p>3) 週休日の振替に係る時間外勤務手当について、次のとおり不備があった。</p> <p>①やむを得ない理由で同一週内に振替ができず、1週間の勤務時間が38時間45分を超えたとして、勤務1時間当たりの給与額に25/100の割合を乗じて得た額が支給されていたが、当該週に別の週の週休日を振り替えたことにより1週間の勤務時間が38時間45分を超えておらず、過大に支給されているものがあった。</p> <p>②週休日と振替休日にならない休日とが重なる日において、代休日の指定のみ行い、週休日の振替を行わなかったにも関わら</p>	<p>1) (今後の対応策等)</p> <p>授業料過年度分については、これまでも債権回収に努めてきたところであるが、現在の未済額は675,000円となっている。引き続き電話等による督促を行うなど、債権回収のための取組を継続する。</p> <p>2) (発生原因の検証結果)</p> <p>督促状を発付すべきであったが、失念した。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>未納の状況について、週1回以上複数人でチェックを行い、未納があった場合は督促状が発付されているか確認することとし、再発防止に努める。</p> <p>3) (発生原因の検証結果)</p> <p>時間外勤務手当の支給に関し、認識が不足していた。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>対象者に事情を説明し、過大となる分の返還手続きや不足分の支給手続きを行った。</p> <p>今後は、勤務状況システムによる集計を行う前に複数人で内容のチェックを行い、入力に誤りがないか確認することとし、再発防止に努める。</p>



<p>ず、該当日に勤務した時間に係る手当が支給されていなかった。</p> <p>4) 単価契約である産業廃棄物収集・運搬委託契約書及び産業廃棄物処分委託契約書において、契約解除に関する違約金条項が単価契約のものとなっていないものがあった。</p>	<p>4) (発生原因の検証結果)</p> <p>違約金条項に係る制度への認識不足から、単価契約の違約金条項の記載がない委託業務の標準様式を元に契約書を作成してしまった。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>令和5年度の契約については、契約解除に関する違約金条項が単価契約のものとなるよう記載を改めた。</p> <p>今後は関係法令等をよく確認し、契約内容に即した適切な契約事務の執行に努める。</p>
---	---

監査対象機関	観光文化・スポーツ部 美術館
監査対象期間	令和4年9月～令和5年8月
監査実施日	令和5年11月16日、令和6年1月25日
監査の結果	講じた措置
<p><b>(指摘事項)</b> 1件 (物品1)</p> <p>1) 財務規則第151条関係運用通知に基づく備品の現品確認について、収蔵品の確認を一部しか実施しておらず、油絵1点、銅版画1点について所在不明となっていた。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>平成10年2月の耐震工事に伴って収蔵品を仮の収蔵場所へ移動するに当たり、全数調査を実施して全ての所在を確認したが、それ以降、全数調査は実施していなかった。</p> <p>備品の現品確認に係る運用通知では、「毎年7月31日を基準日として、帳簿と現物を照合し、9月30日まで物品出納員に報告」とされているが、1万点を超える収蔵品を、この時期に、この期間で確認することは困難であり、購入や寄贈等により、新たに収蔵した作品のみを確認をし、増加分のみを報告していた。</p> <p>また、令和4年8月の盗難事件を受けて全数確認を行った結果、所在不明の収蔵品2点が判明した。</p> <p>なお、平成10年2月以降、全数調査を行っていないため、原因の特定に至っていない。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>現品確認については、運用通知どおりの現品確認は令和5年度においても困難であることから、財務規則第276条第2項に基づき、関係所属と協議のうえ、「美術館が収蔵する美術品等の現品確認の特例に関する要綱」を新たに制定し、運用している。</p> <p>この要綱に基づき、令和5年度は現品確認を9月から開始し、3月末までに物品出納員に報告することとしている。</p> <p>所在不明の収蔵品については、館外へ貸し</p>

<p><b>(指導事項)</b> 2件（給与1、契約1）</p> <p>1) 週休日の振替において、あらかじめ割り振られた1週間の勤務時間を超えたとして、勤務1時間当たりの給与額に25/100の割合を乗じて得た額が支給されていた時間外勤務手当について、当該週に休日があったこと、または別の週の週休日を振り替えたことにより、1週間の勤務時間があらかじめ割り振られた勤務時間を超えておらず、過大に支給されているものがあった。</p> <p>2) 産業廃棄物収集・運搬及び処分委託基本契約書において、契約保証金を免除していたが、契約解除に関する違約金条項が設けられていなかった。</p>	<p>出した履歴がないことから、館内に所在している可能性が十分にあるため、引き続き、毎年行う全数確認時、および第三者委員会において指摘された総合的な定期点検の機会に確認する。</p> <p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>週休日の振替や休日の代休、また、時間外勤務手当に関する制度等の認識不足により、本来支払う必要のない職員に対して、時間外勤務手当を支給してしまっていた。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>過大支給額を確定し、該当職員に説明のうえ返還手続きを行った。</p> <p>また、美術館及び文学館のリーダー以上を対象に研修を実施し、振替や代休が必要な場合は、事前に給与担当者に相談するよう指導し、チェック体制の強化を図って再発防止に努める。</p> <p>2) (発生原因の検証結果)</p> <p>前年度の契約書を修正せずに使用していたこと及び契約書の内容の確認不足のため発生した。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>財務規則やこれに関するマニュアル等を常に意識・確認し、財務事務を遂行すること、また、出納局作成の契約書標準様式の活用や、複数職員でのチェックを徹底するなど、再発防止に努める。</p>
--	--

監査対象機関	観光文化・スポーツ部 博物館
監査対象期間	令和4年8月～令和5年7月
監査実施日	令和5年10月20日、12月20日
監査の結果	講じた措置
<p><b>(指導事項)</b> 3件（給与1、物品1、契約1）</p> <p>1) 週休日の振替において、あらかじめ割り振られた1週間の勤務時間を超えて勤務した部分について、勤務1時間当たりの給与額に25/100の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すべきところ、支給されていなかった。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>当館は「山梨県職員の勤務時間の特例に関する規程」に定める職場であり、館長が定めた勤務時間の割り振りに沿って勤務することとなっているが、週休日の振替に関する周知不徹底のため、支給すべき時間外勤務手当が不支給となっていた。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>今回未支給となっていた時間外勤務手当について、過去の不支給事案も含めて精査・確認した上で、速やかに遡及して支給する。</p> <p>今後、あらかじめ割り振られた週休日に勤務を行う場合は、当該職員から「勤務時間変</p>

<p>2) 借用物品について、財務規則第168条に定める占有物品受入調書及び占有物品払出調書が作成されていないものがあった。</p> <p>3) 山梨県立博物館総合情報システム保守及び運用支援業務契約書の情報セキュリティに関する特記事項に、受託業者は発注者である山梨県立博物館副館長に対して、受託業務に係るセキュリティ責任者及び業務従事者を書面により明らかにしなければならないと定められているが、履行されていなかった。</p>	<p>更簿」の提出を求め、総務課長が勤務状況システムの勤務テーブルを一括して修正するなど、管理職・職員双方が確認する仕組みを構築し、時間外勤務手当不支給事案の再発防止に努める。</p> <p>2) (発生原因の検証結果) デジタル機器のリース物件の受入と借用品の継続処理の手続中の確認不足等が原因。 (今後の対応策等) 直ちに受入状況等を再度確認し、占有物品受入調書及び占有物品払出調書を作成した。 今後は十分な内容確認とダブルチェックの徹底などにより、再発防止に努める。</p> <p>3) (発生原因の検証結果) 契約書及び特記事項の内容確認及びチェック体制が不十分であったことが原因。 (今後の対応策等) 直ちに受託業者に当該書面を要請し、受理した。 今後は、契約書等の十分な内容確認とダブルチェックの徹底などにより、再発防止に努める。</p>
---	---

監査対象機関	観光文化・スポーツ部 考古博物館 (埋蔵文化財センターを含む)	
監査対象期間	令和4年9月～令和5年8月	
監査実施日	令和5年11月8日、令和6年1月11日	
	監査の結果	講じた措置
<p><b>(指導事項) 1件 (給与1)</b></p> <p>1) 週休日の振替において、やむを得ない理由で同一週内に振替ができない場合、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた部分について、勤務1時間当たりの給与額に25/100の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すべきところ、支給されていないものがあった。</p>		<p>1) (発生原因の検証結果) 考古博物館、埋蔵文化財センターとも、勤務時間の割り振り変更や同一週外での振替となった場合には庶務担当へ連絡することとされていたが、周知徹底が不十分だったため庶務担当が割り振り変更等に気付くことができず、適時の勤怠確認が行えなかった。 (今後の対応策等) 今回未支給となっていた時間外勤務手当については、令和5年12月支給分給与で遡及処理を実施済み。 また週休日の振替について全職員に周知を行い、同一週外での振替となった場合には庶務担当へ連絡するよう徹底した。 加えて毎月、職員の勤務日及び休日を計画表にまとめ、管理職・職員双方が確認することとし、再発防止を図る。</p>

監査対象機関	観光文化・スポーツ部 文学館	
監査対象期間	令和4年9月～令和5年8月	

監査実施日	令和5年11月16日、令和6年1月25日	
	監査の結果	講じた措置
	<p><b>(指導事項)</b> 1件（契約1）</p> <p>1) 産業廃棄物収集・運搬及び処分委託基本契約書において、契約保証金を免除していたが、契約解除に関する違約金条項が設けられていなかった。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>財務規則等の確認を十分行わず、前年度の契約書をそのまま転用して作成してしまった。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>財務規則やこれに関するマニュアル等を常に意識・確認し、財務事務を遂行すること、また、出納局作成の契約書標準様式の活用などを徹底するとともに、複数職員でのチェックを行って再発防止に努める。</p>

監査対象機関	農政部 総合農業技術センター（高冷地野菜・花き振興センターを含む）	
監査対象期間	令和4年10月～令和5年8月	
監査実施日	令和5年11月1日、令和6年1月11日	
	監査の結果	講じた措置
	<p><b>(指摘事項)</b> 1件（給与1）</p> <p>1) 昨年度の定例監査において、旅費支払いの際にJR往復同一区間かつ片道601km以上の乗車賃に対して往復割引を適用していないことを指導事項としたが、今年度の監査でも同様に往復割引を適用していなかった。</p> <p><b>(指導事項)</b> 1件（収入1）</p> <p>1) 令和5年度の自動販売機設置に係る県有財産貸付料について、調定が遅延していた。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>JRの往復割引制度について認識不足だったこと、令和4年度の監査を受けて他の旅行についての再チェックが不十分だったことが同じミスを起こした原因である。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>差額については令和5年11月に過年度収入の処理を行った。</p> <p>対応策として、事務引継書にJRの往復割引制度について記載し周知を図ることとする。また、承認者等も旅行距離が601km以上あるかどうか旅行命令計算書で確認することで、再発防止に努める。</p> <p>1) (発生原因と検証結果)</p> <p>引継書の中の「当面の処理事項」に当該事項の記載がなかったこと、県有財産賃貸借契約書第7条の条文（4月30日までに納付するものとする）を把握していなかったことがミスを起こした原因である。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>調定処理が遅延しないよう、処理期限を事務引継書に明記して再発防止に努める。</p>

監査対象機関	農政部 果樹試験場	
監査対象期間	令和4年7月～令和5年6月	
監査実施日	令和5年9月26日、10月30日	
	監査の結果	講じた措置

<p><b>(指導事項)</b> 1件（工事1）</p> <p>1) ブロック積み修繕工事において、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき、再資源化等は実施されていたが、同法第11条に定める分別解体等の計画等に関する通知が行われていなかった。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>特定建設資材の分別解体等及び再資源化等を促進するため、対象建設工事の発注者として、工事着手前に所管庁である山梨市へ工事概要を通知すべきであったが、制度を把握していなかったため、未提出となってしまった。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>予備監査終了後直ちに山梨市へ対処方法を問い合わせたが、事後提出は不要で、以後対象工事を発注する際には忘れずに通知するよう指導を受けた。</p> <p>今後、予定価格500万円以上の工事を発注する際には、関係機関の助言・指導を仰ぎながら、複数職員で通知の要否を確認の上、適正に処理を進めるとともに、リスク評価シート の項目に追加して再発防止に努める。</p>
---	--

監査対象機関	農政部 専門学校農林大学校（林政部と共管）	
監査対象期間	令和4年8月～令和5年7月	
監査実施日	令和5年10月17日、令和6年1月17日	
監査の結果	講じた措置	
<p><b>(指導事項)</b> 1件（給与1）</p> <p>1) 週休日の振替において、やむを得ない理由で同一週内に振替ができない場合、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた部分について、勤務1時間当たりの給与額に25/100の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すべきところ、支給されていないものがあつた。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>同一週内に振替できなかった場合は勤務時間が38時間45分を超えた部分について時間外勤務手当を支給すべきことを、時間外勤務命令権者と給与事務担当者の双方が認識していなかった。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>未支給分の時間外勤務手当については、令和6年2月に追給処理を行った。</p> <p>今後は、毎月末において「時間外勤務個人集計表」と「振替代休個人集計表」とを、時間外勤務命令権者、給与担当で精査・確認することで、再発防止を徹底する。</p> <p>なお、職員の健康管理の観点からも、勤務の振替は原則として同一週内に行うよう、改めて周知した。</p>	

監査対象機関	農政部 西部家畜保健衛生所	
監査対象期間	令和4年8月～令和5年9月	
監査実施日	令和5年12月5日	
監査の結果	講じた措置	
<p><b>(指導事項)</b> 3件（給与1、契約2）</p> <p>1) 週休日の振替において、振替を行い勤務日となった日に係る時間外勤務手当が、週</p>	<p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>同一週休日に振替と時間外勤務がある場</p>	

<p>休日における支給区分のまま過大に支給されているものがあった。</p> <p>2) 山梨県死亡牛焼却業務委託契約書において、契約解除に伴う前金払委託料の返納金を期限までに支払わなかった場合における延滞違約金条項が設けられていなかった。</p> <p>3) 産業廃棄物収集・運搬委託契約書に添付することとなっている産業廃棄物収集運搬業許可証の有効年月日が契約期間の中途となっているものがあり、以降の期間について、更新後の許可証の提出を受けていなかった。</p>	<p>合、振替の申請後に時間外勤務の申請を行わなければ、時間外勤務手当が正しい支給区分で登録されない。</p> <p>支給区分の誤りについては、集計時に支給区分を手入力で修正しなければならないところ、担当者の認識不足及び関係職員の確認不足により、事務を失念してしまったことが原因である。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>直ちにシステム上で支給区分の修正を行い、過払額（過年度分）をれい入処理し、徴収を行った。</p> <p>今後は、時間外勤務手当に関する事務手続が適切に行われるよう、職員に申請手続の周知を図るとともに、所内回覧時のチェック事項として複数名での確認を徹底することに加え、手当確認においても確認する機会を設けることで再発防止に努める。</p> <p>2) (発生原因の検証結果)</p> <p>前年度の契約様式をそのまま使用しており、契約内容の確認を怠ったことが原因である。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>直ちに契約書の記載を是正した。</p> <p>今後は、契約書案の作成の都度、各条項の記載内容の確認を徹底する。</p> <p>3) (発生原因の検証結果)</p> <p>許可事項に変更があったときは、変更後の許可証の写しを提出することが契約書に規定されているが、業者及び担当者ともに失念してしまったことが原因である。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>直ちに契約業者から、更新後の許可証の写しを徴取し、委託契約書等一連の書類に添付した。</p> <p>今後は、許可期間についてもスケジュール管理を徹底することで再発防止に努める。</p>
---	--

監査対象機関	農政部 畜産酪農技術センター（長坂支所を含む）		
監査対象期間	令和4年8月～令和5年7月		
監査実施日	令和5年10月11日、11月20日		
監査の結果		講じた措置	
<p><b>(指導事項)</b> 3件（収入2、給与1）</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>家畜用飼料の単価供給契約不履行に伴う違約金</p> <p>過年度分 先数 1件 250,722円</p>		<p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>債務者である法人は、すでに事業を停止しており、債務を履行する能力を有していない。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>今後も法人の状態を逐次確認し関係部署と</p>	

<p>2) 令和5年度特別高圧送電線用鉄塔敷等の行政財産使用料について、調定が遅延していた。</p> <p>3) 児童手当について、認定請求書に基づき認定処理を行っているが、児童手当事務取扱要領第2条第3項に定める認定通知書の作成及び受給者への交付が行われていなかった。</p>	<p>連携して未収金の回収手法を検討しながら収入未済の解消に努めるとともに、債権の取扱いについて検討していく。</p> <p>2) (発生原因の検証結果)  認識不足により、年度当初の調定事務が遅延した。また、職員相互のチェックが十分に機能しなかった。  (今後の対応策等)  年度当初に調定を行う必要がある収入項目について、調定起案の実施等、事務の実施確認を担当者以外の職員も重複チェックするとともに、収入事務チェック表や年間スケジュール(業務執行計画)などを活用し、確認の徹底を図る。</p> <p>3) (発生原因の検証結果)  認定通知の作成及び受給者への交付について担当者及び承認者の認識が不足していた。  (今後の対応策等)  直ちに認定通知書を作成し、受給者に交付した。  今後は担当者以外の確認者の重複チェックを徹底するとともに、会計事務自己点検表などを活用して確認の徹底を図る。</p>
---	--

監査対象機関	農政部 水産技術センター(忍野支所を含む)	
監査対象期間	令和4年7月～令和5年6月	
監査実施日	令和5年9月28日、10月26日	
	監査の結果	講じた措置
<p><b>(指導事項)</b> 4件(収入2、財産2)</p> <p>1) 令和5年度の行政財産使用料について、調定が遅延していた。</p> <p>2) 令和4年度の水産技術センター職員宿舎入居料の算定について、建物の経過年数適用に誤りがあり、入居料が過小に徴収されていた。</p> <p>3) 取得用地に未登記のものがあった。  令和3年度以前の未登記 2筆</p>		<p>1) (発生原因の検証結果)  行政財産使用許可に係る使用料調定の時期を失念し、調定が遅延した。  (今後の対応策等)  収入事務実施チェック表や年度スケジュール(業務執行計画)などを活用し、確認の徹底を図る。</p> <p>2) (発生原因の検証結果)  経過年数の適用に誤りがあり、入居料の徴収が過小となった。  (今後の対応策等)  予備監査後、速やかに過小となった入居料の調定を行い、全額が納期限である令和5年11月13日までに収納された。</p> <p>3) (今後の対応策等)  用地取得から50年近くが経過し、当時の状況を知っている関係者の死亡や相続人の増加から容易に所有権移転登記ができる状況にないが、権利関係者の調査等を継続して行い、</p>

<p>4) 行政財産の使用許可において、公有財産事務取扱規則第50条第2項に定める移動報告が行われていなかった。</p>	<p>未登記の解消に努める。</p> <p>4) (発生原因の検証結果)</p> <p>行政財産の使用許可において、移動報告を失念した。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>予備監査終了後、速やかに移動報告を行った。</p> <p>今後は、年度スケジュール(業務執行計画)などを活用し、複数名チェックも徹底して再発防止に努める。</p>
--	--

監査対象機関	県土整備部 新環状道路建設事務所	
監査対象期間	令和4年8月～令和5年7月	
監査実施日	令和5年10月6日、令和6年1月19日	
	監査の結果	講じた措置
<p><b>(指導事項)</b> 1件(給与1)</p> <p>1) 週休日と振替休日とならない休日とが重なる日において、週休日の振替はなされた一方で、休日の代休日の指定がなされずに勤務が命ぜられた場合、休日勤務手当を支給すべきところ、支給されていなかった。</p>		<p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>週休日と振替休日とならない休日とが重なる日において、週休日の振替をした場合の処理についての認識が不十分であったため。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>直ちに該当職員へ追給を行った。</p> <p>今後は職員へ制度を周知するとともに、週休日等の勤務状況及び時間外勤務手当を集計する際、複数の職員で確認を行うことにより、適切な事務処理の徹底を図る。</p>

監査対象機関	県土整備部 広瀬・琴川ダム管理事務所	
監査対象期間	令和4年10月～令和5年9月	
監査実施日	令和5年12月12日	
	監査の結果	講じた措置
<p><b>(指導事項)</b> 1件(収入1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>工事請負契約公正入札違約金 過年度分 先数 2件 13,612,241円</p>		<p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>峡東地域の入札談合事件に関して、公正取引委員会の排除措置命令及び課徴金納付命令の効力が確定した業者に対して、契約約款に基づき公正入札違約金を調定したもの。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>民事調停が整った業者に対しては、調停条項に定めた金額のみを令和4年度から回収中(令和3年7月29日民事調停成立)。但し調停条項が不履行の場合には、調停内容は破棄され、当初の金額を回収する調停内容となっている。なお民事調停に参加しない業者に対しては、関係所属との連携を図りながら債権の回収に引き続き努める。</p>



監査対象機関	県土整備部 リニア用地事務所	
監査対象期間	令和4年8月～令和5年7月	
監査実施日	令和5年10月3日、11月22日	
	監査の結果	講じた措置
	<p><b>(指導事項)</b> 1件(給与1)</p> <p>1) 用地交渉手当について、誤って宿日直手当として処理し、過大に支給されているものがあつた。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>申請者及び承認者の確認不足により、勤務状況システム上の入力誤りを見落としてしまった。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>該当職員に対しては、令和5年10月の例月給与において、本来支給すべきであつた用地交渉手当額を支給するとともに、宿日直手当額の戻入を依頼し11月2日に納入を確認した。</p> <p>今後は誤支給が起こらないよう、関係職員にシステム入力及び承認時におけるチェックの徹底を周知し、再発防止に努める。</p>

監査対象機関	峡東教育事務所	
監査対象期間	令和4年10月～令和5年7月	
監査実施日	令和5年10月26日、令和6年1月19日	
	監査の結果	講じた措置
	<p><b>(指導事項)</b> 1件(支出1)</p> <p>1) 社会保険料に係る雑部金の出納に誤りがあり、残額が過大となつていた。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>小中学校に勤務する代替職員から徴収している社会保険料が翌月支払となるなど毎月繰越金が発生することになるが、繰越金の内訳の管理、確認ができていなかった。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>過大に徴収した保険料の還付及び健康保険料と厚生年金保険料との更正等の処理を行った。</p> <p>また、一部発生原因等が不明なもの(健康保険料1円過大。厚生年金保険料1円不足)について、令和5年度も引き続き、雑部金会計で預かつた額、各小中学校で届け出た等級に基づく納付金額及び納付書記載金額等を突合するなどして原因究明を進めているが、現在まで解明できていない。</p> <p>今後も引き続き原因究明と処理を進める。</p>

監査対象機関	峡南教育事務所	
監査対象期間	令和4年8月～令和5年9月	
監査実施日	令和5年12月19日	
	監査の結果	講じた措置
	<p><b>(指摘事項)</b> 1件(給与1)</p>	

<p>1) 管内小中学校において、扶養手当の認定対象とならない者が認定されており、過大に支給しているものがあった。 (合計 131,239円)</p>	<p>1) (発生原因の検証結果) 配偶者の所得額の確認において、対象となる給与所得を算入せずに年間の収入見込額を算定していたため、所得要件を欠いているにもかかわらず扶養親族として認定していた。 (今後の対応策等) 速やかに過払金の返納処理を行った。 今後は、管内小中学校の担当職員に対して、学校事務職員研究会等を通じて扶養手当に関する認定事務が適切に行われるよう周知するとともに、諸手当の随時確認時において、扶養認定に影響を及ぼす事実確認の更なる徹底を図り、再発防止に努める。</p>
---	---

監査対象機関	富士・東部教育事務所
監査対象期間	令和4年10月～令和5年7月
監査実施日	令和5年10月25日、令和6年1月19日
監査の結果	講じた措置
<p><b>(指導事項)</b> 2件(給与1、重点事項1)</p> <p>1) 週休日の振替において、やむを得ない理由で同一週内に振替ができず、1週間の勤務時間が38時間45分を超えたとして、勤務1時間当たりの給与額に25/100の割合を乗じて得た額が支給されていた時間外勤務手当について、当該週に別の週の4時間の割振変更を行ったことにより、1週間の勤務時間が38時間45分を超えておらず、過大に支給されているものがあった。</p> <p>2) 扶養手当について、支給終了月の認定に誤りがあり、過大に支給されているものがあつた。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果) 各職員、給与事務担当者及び決裁者において、別週の振替について確認が十分になされなかつた。 (今後の対応策等) 過大支給分については、令和5年12月にれい入処理を行った。 今後は、週休日の振替等の事務処理が適切に行われるよう、各職員に周知徹底を図って再発防止に努める。</p> <p>2) - ① (発生原因の検証結果) 扶養親族が年金を受給するに当たり、年金の証書を受け取った日を終了事由発生日と考え認定を終了させたところ、本件は支給開始手続きに特段の事情が認められるわけではないため、年金が発生する誕生日の前日の属する月の翌月の初日が認定終了の事実の生じた日であつた。 (今後の対応策等) 過大支給分については、令和5年11月にれい入処理を行った。 今後は、各職員に制度の更なる周知徹底を図って再発防止に努める。</p> <p>2) - ② (発生原因の検証結果) 扶養親族の収入の3ヶ月平均が、月限度額108,333円を超える支給の翌日を以て支給終了の認定としたところ、就職当初より限度額以上になると推定される働き方であり、勤務開始した日をもって手当を終了する</p>

	<p>のが適切であった。  (今後の対応策等)  過大支給分については、令和5年12月にれい入処理を行った。  今後は各職員に制度の更なる周知徹底を図って再発防止に努める。</p>
--	--

監査対象機関	図書館
監査対象期間	令和4年9月～令和5年8月
監査実施日	令和5年11月15日、令和6年1月18日

監査の結果	講じた措置																										
<p><b>(指導事項) 1件 (物品1)</b>  1) 図書等の管理において、不明・未返却資料が次のとおり認められた。</p> <p>① 不明資料</p> <table border="0"> <tr><td>令和元年度</td><td>39点</td></tr> <tr><td>令和2年度</td><td>28点</td></tr> <tr><td>令和3年度</td><td>30点</td></tr> <tr><td>令和4年度</td><td>34点</td></tr> <tr><td>令和5年度</td><td>20点</td></tr> <tr><td>合計</td><td>151点</td></tr> </table> <p>② 未返却資料</p> <table border="0"> <tr><td>令和元年度</td><td>80点</td></tr> <tr><td>令和2年度</td><td>48点</td></tr> <tr><td>令和3年度</td><td>58点</td></tr> <tr><td>令和4年度</td><td>89点</td></tr> <tr><td>令和5年度</td><td>3,459点</td></tr> <tr><td></td><td>(※203点)</td></tr> <tr><td>合計</td><td>3,734点</td></tr> </table> <p>※令和5年度の( )内は、未返却資料のうち返却期限が8月31日以前のもの</p>	令和元年度	39点	令和2年度	28点	令和3年度	30点	令和4年度	34点	令和5年度	20点	合計	151点	令和元年度	80点	令和2年度	48点	令和3年度	58点	令和4年度	89点	令和5年度	3,459点		(※203点)	合計	3,734点	<p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>①不明資料の主な発生原因は、次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 正規の手続を経ないまま館外へ持ち出されて戻されない。</li> <li>・ 蔵書点検漏れや配架場所違いなどにより所定の場所になく所在が確認されない。</li> </ul> <p>②正規の手続を経て貸し出された資料が、1日でも返却期限を過ぎれば未返却資料となる。予備監査日時点での未返却資料3,459点のうち、返却期限から3ヶ月以上経過した8月31日以前の資料は203点であり、大半は期間を置かず返却されている。</p> <p>(今後の対応策等)  図書等の管理においては、以下のとおり措置を講じた。</p> <p>①不明資料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ BDSゲート(不正持ち出し防止装置)を設置し、不正持ち出し防止を図っている。</li> <li>・ 館内に防犯カメラを設置し、作動中であることを表示している。</li> <li>・ 職員による書架エリアの巡視の強化により、資料の不法な持ち出し行為を抑制している。</li> <li>・ 紛失の多い雑誌の最新号はカウンター内で管理し、閲覧希望があった際に職員が手渡している。</li> <li>・ 利用案内や広報物などを通じて啓発活動を行い、利用マナーの向上を図っている。</li> <li>・ 点検漏れや配架場所違いを探すための資料探索システム機器を機器更新で導入した。</li> </ul> <p>②未返却資料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用者登録の際、返却期限の厳守をお願いしている。</li> <li>・ 貸出の際、返却日を明記した貸出票を出力している。</li> </ul>
令和元年度	39点																										
令和2年度	28点																										
令和3年度	30点																										
令和4年度	34点																										
令和5年度	20点																										
合計	151点																										
令和元年度	80点																										
令和2年度	48点																										
令和3年度	58点																										
令和4年度	89点																										
令和5年度	3,459点																										
	(※203点)																										
合計	3,734点																										

	<ul style="list-style-type: none"> <li>返却期限が過ぎても返却されない場合は、隔月末にハガキで、年度末にはハガキや電話で督促し、インターネットサービス登録のある利用者に対しては、返却期限から30日を経過した時点で督促メールを自動送信している。予約がある資料等については、随時督促を行い回収に努めている。また、未返却資料等を紛失した場合は、借りた同じ本を弁償させている。</li> <li>督促によっても資料を返却しないときは、「山梨県立図書館運営規則」に基づき、貸出の許可を与えない措置をとり、再発防止に努める。</li> </ul>
--	--

監査対象機関	北杜高等学校
監査対象期間	令和4年9月～令和5年9月
監査実施日	令和5年12月19日
監査の結果	講じた措置
<p><b>(指導事項)</b> 1件(工事1)</p> <p>1) 体育館屋根防水改修工事において、建設工事約款(R4)(小工事用)第1条第5項及び第29条第2項に定める完成検査の結果通知を書面により行っていなかった。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>完成検査結果通知の取扱いについて、建設工事約款での確認が不十分であり、通知することを失念していた。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>完成検査結果通知の取扱いについて、所属内で周知徹底を図るとともに、今後は複数職員によるチェックを徹底するなど、遺漏のない事務処理に取り組む。</p>

監査対象機関	韮崎高等学校
監査対象期間	令和4年10月～令和5年9月
監査実施日	令和5年12月19日
監査の結果	講じた措置
<p><b>(指導事項)</b> 3件(収入2、工事1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>高等学校授業料 現年度 先数 1件 29,700円</p> <p>2) 授業料の未収金について、山梨県税外収</p>	<p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>授業料の支払は、原則口座振替により行われ、資金不足等があった場合にのみ、保護者に対し現金で納付を依頼しているが、現金で納付する保護者からの納付が遅れてしまったことによる。</p> <p>(今後の対応等)</p> <p>納入確認済みとなっている。</p> <p>今後同様の事例が発生した場合は、通知による督促のみでなく、必要に応じて保護者に直接電話で連絡を行うなど、再発防止に努める。</p> <p>2) (発生原因の検証結果)</p>

<p>入の督促及び滞納処分に関する規則第2条第3項に定める出納員への督促状発付の通知の手続きが行われていなかった。</p> <p>3) 視聴覚室映像・音響設備更新工事において、次のとおり不備があった。</p> <p>①建設工事約款（R4）（小工費用）第3条に定める工程表が提出されていなかった。</p> <p>②同約款第9条に定める現場代理人及び主任技術者の通知を書面により受けていなかった。</p> <p>③同約款第1条第5項及び第29条第2項に定める完成検査の結果通知を書面により行っていなかった。また引渡の申出を書面により受けていなかった。</p>	<p>山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則第2条第3項に記載の督促状発付手続について、正しい理解ができていなかった。</p> <p>（今後の対応等）</p> <p>今後は、規則の内容を正しく理解し、事務処理に遺漏がないよう職員に周知徹底する。</p> <p>なお、指摘のあった収入未済の授業料については、関係所属と情報共有を行った。</p> <p>3)（発生原因の検証結果）</p> <p>建設工事約款に関する認識不足から、契約書記載内容について十分把握しておらず、また内容確認も不十分であった。</p> <p>（今後の対応等）</p> <p>今後は建設工事約款を踏まえて契約書の内容を十分確認するとともに、契約書作成時には複数名チェックを徹底し、再発防止に努める。</p>
---	---

監査対象機関	韮崎工業高等学校	
監査対象期間	令和4年10月～令和5年7月	
監査実施日	令和5年10月26日、11月21日	
監査の結果	講じた措置	
<p><b>（指導事項）</b> 1件（収入1）</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>高等学校等就学支援金の過大支給による返還金</p> <p style="padding-left: 20px;">過年度分 先数 1件 89,100円</p>	<p>1)（発生原因の検証結果）</p> <p>高等学校等就学支援金の過大支給に係る返還金の収入未済については、山梨県債権回収及び処理マニュアルに基づき、文書や電話により債権回収に努めている。</p> <p>今後は引き続き財務規則等を遵守しながら、未納者に対し電話連絡による納入催告を行い、債権回収に努める。</p> <p>○収入未済の状況（令和6年2月末日現在）</p> <p>高等学校等就学支援金の過大支給による返還金</p> <p style="padding-left: 20px;">過年度分 先数 1件 89,100円 (収納済 0円)</p>	

監査対象機関	甲府東高等学校	
監査対象期間	令和4年10月～令和5年9月	
監査実施日	令和5年12月19日	
監査の結果	講じた措置	
<p><b>（指導事項）</b> 1件（給与1）</p> <p>1) 週休日の振替において、やむを得ない理由で同一週内に振替ができない場合、1週</p>	<p>1)（発生原因の検証結果）</p> <p>毎月の集計時、勤務状況システムでの確認</p>	

<p>間の勤務時間が38時間45分を超えた部分について、勤務1時間当たりの給与額に25/100の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すべきところ、支給されていなかった。</p>	<p>が不十分であった。  (今後の対応策等)  過年度支出として、令和6年3月に現金支給処理を行った。  今後は、週休日の振替等の事務処理が適切に行われるよう、各職員に周知徹底を図るとともに、適切に申請・支給事務が行われているか、管理職員がダブルチェックを行い、再発防止に努める。</p>
--	---

監査対象機関	甲府工業高等学校	
監査対象期間	令和4年8月～令和5年9月	
監査実施日	令和5年12月19日	
監査の結果	講じた措置	
<p><b>(指摘事項)</b> 1件(重点事項1)</p> <p>1) 扶養手当の認定において、認定対象とならない者を認定しており、過大に支給しているものがあった。(合計 240,428円)</p> <p><b>(指導事項)</b> 1件(重点事項1)</p> <p>1) 扶養手当について、次のとおり不備があった。</p> <p>①支給額が改定されていたが、扶養手当認定簿による認定・確認が行われていないものがあった。</p> <p>②別居の父母への送金事実の確認が十分に行われていなかった。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>別居の義父母の扶養認定について、認定要件を欠いているにもかかわらず、認識不足及び確認不足により誤って認定していた。  (今後の対応策等)  該当の職員には、義父母が扶養対象ではなかったために扶養手当が過大に支給されていたことを説明し、過払分を返納してもらった。  今後は、扶養手当の認定対象であるかどうかを十分に確認したうえで認定事務を行うよう徹底を図り、再発防止に努める。</p> <p>1) - ① (発生原因の検証結果)</p> <p>支給額改定時に扶養手当認定簿による認定・確認を失念していた。  (今後の対応策等)  扶養手当認定簿の認定・確認欄に記入押印を行った。  今後は認定時および改定時には、認定欄への記入押印を同時に行い、記載漏れのないよう十分留意する。</p> <p>1) - ② (発生原因の検証結果)</p> <p>別居の父母への送金事実を確認する際、通帳の写し等で確認すべきところ、提出されないうまま確認を怠っていた。  (今後の対応策等)  該当の職員から送金の事実が確認できる書類を提出してもらって確認を行った。  今後は、認定確認の際に必要な書類を漏れなく確認するよう十分留意する。</p>	

監査対象機関	甲府昭和高等学校	
監査対象期間	令和4年10月～令和5年9月	

監査実施日	令和5年12月19日
監査の結果	講じた措置
<p><b>(指導事項)</b> 1件（給与1）</p> <p>1) 住居手当について、届出の事実発生日が月の初日以外のため、翌月から支給開始と認定すべきところ、事実発生日の属する月から支給開始と誤って認定したことにより、過大に支給されているものがあった。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>住居手当認定事務の理解が不十分であったことや、認定に当たっての確認不足から、誤りが発生してしまった。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>本件については令和6年1月分の給与で調整済み。</p> <p>今後は、給与に係る制度や必要な手続を職員間で再度確認し、誤りがないよう再発防止に努める。</p>

監査対象機関	農林高等学校
監査対象期間	令和4年10月～令和5年9月
監査実施日	令和5年12月19日
監査の結果	講じた措置
<p><b>(指導事項)</b> 4件（収入1、給与1、物品1、工事1）</p> <p>1) 歳入の徴収事務を私人に委託しようとするときは、財務規則第47条に基づき会計管理者に協議することとなっているが、生産物の売払代金の徴収に係る事務について会計管理者に協議が行われていなかった。</p> <p>2) 職権に基づく児童手当支給額の改定処理において、児童手当事務取扱要領第5条に定める額改定通知書の作成及び受給者への交付が行われていないものがあった。</p> <p>3) 前金払をしている新聞購読料、定期刊行物購読料について、財務規則第122条に定める検収調書が作成されていなかった。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>従前より生産物の売払に係る徴収業務を私人に委託していることから、過去に会計課への協議を行っているものと考え、また同一の私人への委託行為に関しては新たな協議が必要ないものと誤認していた。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>会計課と本件の処理について対応を検討し、令和5年度については既に私人との契約を行ってから相当期間を経過していることから、翌年度に向けた協議を行い、協議結果を踏まえた上で私人との契約を行うこととした。</p> <p>2) (発生原因の検証結果)</p> <p>当該事務への認識不足から処理を失念してしまった。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>今後は児童手当の事務処理について、确实に行われているか複数名で確認し、再発防止に努める。</p> <p>3) (発生原因の検証結果)</p> <p>当該事務への認識不足から処理を失念してしまった。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>再度納品物を確認し、検査調書を作成した。</p> <p>今後は検収調書の事務処理について、确实に行われているか複数名で確認し、再発防止に努める。</p>

<p>4) 本館2階防火シャッター改修工事において、次のとおり不備があった。</p> <p>①建設工事約款(R5)(小工費用)第3条に定める工程表が提出されていなかった。</p> <p>②同約款第9条に定める現場代理人及び主任技術者の通知を書面により受けていなかった。</p> <p>③同約款第1条第5項及び第29条第2項に定める完成検査の結果通知を書面により行っていないかった。</p>	<p>4) (発生原因の検証結果)</p> <p>本契約は1日で完了する修繕工事であったが、契約書作成時に当該工事内容に適さない比較的規模の大きな工事に用いられるものを参考としたことから、約款に定める手続きについての理解が不足し、不備事項が生じてしまった。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>工事内容に見合う適切な契約内容により契約を行い、必要以上の手続を要さないよう共通理解を図る。</p>
--	---

監査対象機関	身延高等学校	
監査対象期間	令和4年11月～令和5年7月	
監査実施日	令和5年10月25日、令和6年1月16日	
監査の結果	講じた措置	
<p><b>(指導事項)</b> 2件(給与1、物品1)</p> <p>1) 週休日の振替において、やむを得ない理由で同一週内に振替ができない場合、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた部分について、勤務1時間当たりの給与額に25/100の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すべきところ、支給されていないものがあった。</p> <p>2) プリンタのトナー等の購入について、予定価格の合計が10万円を超えており、競争性を担保するため一括で物品要求すべきところ、分割して物品要求しているものがあった。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>毎月の集計時、勤務状況システムでの確認が不十分であった。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>直ちにシステムにてデータを修正し、未支給分の支給を行った。</p> <p>今後振替・代休の申請をする際は、給与事務担当者へ報告するよう声かけをするとともに、給与事務担当者及び事務長により、適切に申請・支給事務が行われているか確認を行い、再発防止に努める。</p> <p>2) (発生原因の検証結果)</p> <p>物品要求書作成時における合計金額の確認が不十分だった。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>同一時期に物品要求を行う際に、見積額が10万円を超えるものについては、見積合せ等、競争性を担保した事務処理をするよう周知徹底し、再発防止に努める。</p>	

監査対象機関	笛吹高等学校	
監査対象期間	令和4年8月～令和5年10月	
監査実施日	令和6年1月9日	
監査の結果	講じた措置	
<p><b>(指導事項)</b> 3件(収入1、給与2)</p> <p>1) 歳入の徴収事務を私人に委託しようとするときは、財務規則第47条に基づき会計管理者に協議することとなっているが、生産物の売払代金の徴収に係る事務について会計管理者に協議が行われていなかった。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>財務規則第47条の規定を熟知しておらず、会計管理者への協議を失念してしまった。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>財務規則に基づき、速やかに協議を行った。</p>	



<p>2) 扶養手当について、届出の受理が月の初日である事実発生日から15日を経過しているため、翌月から支給開始と認定すべきところ、当月から支給開始と誤って認定したことにより、過大に支給されているものがあった。</p> <p>3) 週休日の振替において、やむを得ない理由で同一週内に振替ができない場合、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた部分について、勤務1時間当たりの給与額に25/100の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すべきところ、支給されていなかった。</p>	<p>今後は例年行っている業務についても、財務規則や関係法令を確認しながら進めるなど、事務手続きを确实・適切に行うよう職員に周知徹底を図って再発防止に努める。</p> <p>2) (発生原因の検証結果)  扶養手当の認定に必要な書類が整ったのは事実発生日から15日経過後であったが、支給開始日を誤認してしまった。  (今後の対応策等)  正しい支給開始月で認定を行うとともに、過大支給について返納処理を行った。  今後は、担当者及び決裁権者がともに手当のチェックリストを用いて必要書類が揃っているかを確認し、不足書類等がある場合は速やかに提出者に連絡したのち、提出日などを十分に確かめたうえで認定を行い、再発防止に努める。</p> <p>3) (発生原因の検証結果)  時間外勤務手当を支給すべき事由の発生について、給与事務担当者への連絡が漏れてしまっていたことが原因である。  (今後の対応策等)  過年度支出として、令和6年3月に現金支給処理を行った。  今後は、時間外勤務手当を支給すべき事由(システムに手入力する必要があるもの)が発生した場合には、月末を待たずに速やかに給与事務担当者への連絡が行われるよう、週休日の振替制度について職員に周知徹底を図り、再発防止に努める。</p>
--	--

監査対象機関	塩山高等学校
監査対象期間	令和4年11月～令和5年7月
監査実施日	令和5年10月19日、11月29日
監査の結果	講じた措置
<p><b>(指導事項)</b> 3件(収入2、財産1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。  授業料 現年度 先数 1件 29,700円</p> <p>2) 歳入について、次のとおり誤りがあった。  ①授業料の未収金について、山梨県税外収</p>	<p>1) (発生原因の検証結果)  高等学校等就学支援金の申請手続きを行わないと、授業料の納付をする必要がある旨を生徒の保護者に対して徹底して周知しなかったことにより、手続きの遅延が発生した。  (今後の対応策等)  未収となった授業料については領収済み。  今後は生徒の保護者に対して、就学支援金の申請手続きを行わない場合には授業料の支払が必要となる旨を丁寧に周知する。</p> <p>2) - ①(発生原因の検証結果)  高等学校等就学支援金の申請手続きが遅延し</p>

<p>入の督促及び滞納処分に関する規則に定める督促状の発付が納期限後20日以内に行われていなかった。</p> <p>②授業料の未収金について、山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則第2条第3項による督促状発付の手続きが行われていなかった。</p> <p>3) 行政財産使用許可に係る使用料の算定において、使用許可期間の算定誤りにより使用料の調定額が過少となっているものがあった。</p>	<p>た場合の授業料支払義務が発生する時期について、関係所属と協議しなかったことにより督促状の送付が遅れた。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>今後同様の事態が発生した場合は、関係所属と協議し、速やかに督促状を発行する。</p> <p>2) - ② (発生原因の検証結果)</p> <p>山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則第2条第3項に記載の督促状発付手続について、正しい理解ができていなかった。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>今後は規則の内容を正しく理解し、事務処理に遺漏が無いよう職員に周知徹底する。なお、指摘のあった収入未済の授業料については督促状発付簿を作成し、出納員に提示済みである。</p> <p>3) (発生原因の検証結果)</p> <p>令和5年4月6日で使用を廃止する行政財産目的外使用料の算定期間について、廃止日を算定期間に含まないものとして算定していたため、使用料の誤りが生じた。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>今後使用料の算定について疑義が生じた場合は、関係する所属に確認し、使用料の算定に誤りが無いよう職員に周知徹底する。</p>
--	--

監査対象機関	都留高等学校	
監査対象期間	令和4年8月～令和5年10月	
監査実施日	令和6年1月16日	
	監査の結果	講じた措置
	<p><b>(指導事項)</b> 1件 (収入1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>会計年度任用職員報酬に係る返納金 過年度分      先数 1件      28,912円</p>	<p>1) (今後の対応策等)</p> <p>本人から分納の要望があったため、「債務承認及び分割納付誓約書」を徴収した。誓約に沿った分納がなされているが、完納予定の令和7年3月まで滞りなく納付するよう促していく。</p>

監査対象機関	都留興譲館高等学校	
監査対象期間	令和4年11月～令和5年10月	
監査実施日	令和6年1月9日	
	監査の結果	講じた措置
	<p><b>(指摘事項)</b> 1件 (重点事項1)</p> <p>1) 扶養手当について、扶養親族の要件を欠いた後も支給を継続し、過大に支給しているものがあった。</p> <p>(合計330,604円)</p>	<p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>同居の親族として扶養手当の認定をしていた母が別居(老人保健施設へ入居)となり、別居の認定要件である送金の事実を確認できないまま認定を継続していた。所属内での認</p>

	<p>定要件の確認不足及び扶養手当受給職員の扶養手当に関する認識不足が重なったことで、過大な支給につながってしまった。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>直ちに関係課と協議を行い、過大支給額のれい入処理を行った。</p> <p>今後は、扶養手当に関する規則に基づく事務処理について職員に周知徹底を図るとともに、被扶養者の現況について定期的に認定要件を満たしているか確認を行い、再発防止に努める。</p>
--	--

監査対象機関	吉田高等学校
監査対象期間	令和4年11月～令和5年7月
監査実施日	令和5年10月30日、令和6年1月15日
監査の結果	
<p><b>(指導事項)</b> 1件 (物品1)</p> <p>1) 図書の購入について、予定価格の合計が10万円を超えており、競争性を担保するため一括で物品要求すべきところ、分割して物品要求しているものがあつた。</p>	<p>講じた措置</p> <p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>司書が取りまとめた図書備品を、合計金額を確認せずにそのまま同日で物品要求していた。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>事務室が司書から図書備品の要求を受けた際に希望納期を確認し、まとめて発注できるものがあるかチェックする。また、まとめて発注する際に合計10万円を超えるかを確認し、超える場合は見積合せを行う。</p>

監査対象機関	中央高等学校
監査対象期間	令和4年11月～令和5年10月
監査実施日	令和6年1月16日
監査の結果	
<p><b>(指摘事項)</b> 1件 (収入1)</p> <p>1) 直接収納した授業料について、財務規則第45条に定める払込期限を大幅に遅延して指定金融機関に払い込まれていた。 (合計 152,210円)</p>	<p>講じた措置</p> <p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>財務規則第45条第1項関係に係る通知の理解が不十分であつたため、最大で14日の払込遅延が生じてしまった。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>財務規則の当該規定についての引継ぎを確実にし、始業式、入学式の日徴収できなかった授業料をとりまとめて、徴収の翌日までに払い込むことを徹底する。</p>

監査対象機関	やまびこ支援学校
監査対象期間	令和4年11月～令和5年10月
監査実施日	令和6年1月16日
監査の結果	
講じた措置	



<p>25/100の割合を乗じて得た額を支給すべきところ、支給されていないものや過少に支給されているものがあった。</p> <p>2) 賃借物品について、財務規則第168条に定める占有物品受入調書及び占有物品払出調書が作成されていなかった。</p>	<p>を行った。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>直ちに追加支給を行なった。</p> <p>今後は、時間外勤務手当に関する規則に基づく事務手続きが適切に行われるよう、所属内に周知徹底を図った。</p> <p>2) (発生原因の検証結果)</p> <p>賃借物品について、財務規則第168条に規定されている手順を失念していた。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>直ちに占有物品受入調書及び占有物品払出調書を作成するとともに、財務規則の遵守について所属内に周知徹底を図った。</p>
--	--

監査対象機関	高等支援学校桃花台学園	
監査対象期間	令和4年9月～令和5年10月	
監査実施日	令和6年1月16日	
	監査の結果	講じた措置
	<p><b>(指導事項)</b> 1件 (収入1)</p> <p>1) 歳入の徴収事務を私人に委託しようとするときは、財務規則第47条に基づき会計管理者に協議することとなっているが、生産物の売払代金の徴収に係る事務について会計管理者に協議が行われていなかった。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>財務規則の規定を十分認識しておらず、事前協議を怠っていた。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>令和5年度については歳入の徴収事務委託を実施していないが、今後当該事務が発生する場合には、財務規則に基づく事務手続きを適切に行うよう職員に周知徹底を図るとともに、事務室職員用引継書に記載することで申し送りを確実にし、再発防止に努める。</p>

監査対象機関	鯉沢警察署	
監査対象期間	令和4年9月～令和5年9月	
監査実施日	令和5年12月12日	
	監査の結果	講じた措置
	<p><b>(指導事項)</b> 1件 (契約1)</p> <p>1) 土地賃貸借に係る長期継続契約において、契約書に予算の範囲において給付を受けるという解除権を留保した条項が設けられていないものがあった。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例に基づく契約は、当該条項を設けることは承知していたが、地方自治法に基づく長期継続契約においては、必要ないと誤認していた。</p> <p>(今後の対応策)</p> <p>直ちに当該条項を追加した変更契約を締結した。</p> <p>今後は、契約行為ごとに法令や条例等を十分確認するとともに、契約締結の際は複数人でチェックして再発防止に努める。</p>

